

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成27年12月3日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	土井田 隆 行
同	吉 村 和三治

記

1 定期監査

学校園 成法中学校、志紀中学校
山本小学校、大正小学校、南山本小学校
東山本幼稚園、永畑幼稚園

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議員 村松広昭様
八尾市教育長 浦上弘明様

八尾市監査委員 田中清
同 八百康子
同 土井田隆行
同 吉村和三治

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成27年8月21日から10月28日まで

2 監査の対象部局課

学校園 成法中学校、志紀中学校
山本小学校、大正小学校、南山本小学校
東山本幼稚園、永畑幼稚園

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等
監査の範囲 平成26年度の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、各学校園において、関係書類を審査するとともに、各学校長、幼稚園長及び関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

各学校園の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、改善、注意又は検討を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについてはその措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 独立行政法人日本スポーツ振興センター事務について

- (1) 年度途中に加入した児童等の保護者から徴収した掛金の取扱いについて、事務要項では年度末に市へ納入するように定められているが、できるだけ速やかに納入するよう、事務要項の改定を検討すること。
- (2) 徴収した掛金については、スポーツ振興センターの給付金口座に入金し、金額を明らかにしておくこととなっているが、当該口座に入金することなく市へ納入しているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

2 学校給食費関係事務について

金銭出納簿において会計責任者の確認がされていないものが見受けられたので、八尾市学校徴収金等取扱要綱に基づき適切な事務処理を行うこと。

3 中学校ミルク給食関係事務について

ミルク給食の申込書控が確認できないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

4 修学旅行・林間学舎等関係事務について

- (1) 修学旅行の費用の支払いについて、職員の費用を生徒の積立口座から立替払いし、後日同口座に入金しているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 前金払を行っているものについて、金額や支払時期を定めた書面がないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (3) 仕様書を作成せずに見積書を徴取しているものや、見積書の提出日等記載の内容が適切でないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。
- (4) 業者選定に際し、最低金額を提示した業者ではない他の業者を選定している場合において、その選定経過、理由等を明らかにした文書を作成していないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。

5 アルバム制作関係事務について

- (1) 仕様書を作成せずに見積書を徴取しているものや、業者選定に係る書類が確認できなかったもの、支払に関して請求書等の保存がされていないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。
- (2) 業務選定理由書において、最低金額を提示した業者ではない他の業者を選定しているが、選定理由が具体的でないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。

6 学校園への委託事業に係る事務について

土曜スクール（地域に開かれた学校づくり）事業等に係る業務完了届について、提出日等の日付を記載せずに教育委員会へ提出しているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

7 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、所在が確認できないものや備品シールが貼付されていないもの等が見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。

8 その他

- (1) 学校徴収金等の出納を行うための預金口座において、過年度に発生した預金利息等を毎年繰り越されているものが見受けられたので、管理する預金口座の状況を確認し、繰越が生じているものの取扱いについて、適切な事務処理を行うこと。
- (2) 私用電話料については、毎月教育委員会から全学校園に照会し、学校園で私用電話料報告書を作成し、報告することとしているが、実績がない月においても報告書を提出させている。携帯電話の普及等により、かねてより実績がないケースが多く見受けられるため、事務効率の観点から処理方

法について検討すること。